

# 交通事故等にあつて負傷したとき 共済組合にご連絡をお忘れなく！

組合員や被扶養者の方が交通事故、他人からの暴力行為等「第三者加害行為」により負傷した場合の治療費は、原則として相手方(加害者)の負担になります。ただし、下記に該当する場合等は、**共済組合で手続きを行うことで組合員証を使用して治療を受けることができます。**

相手が不明の場合

治療費をただちに相手に負担させることが困難な場合

組合員証を使用して治療を受ける場合

### ① 共済組合に連絡をする。

組合員証番号、被害者、事故日、事故の状況、警察の介入、示談の状況、ケガの程度、受診医療機関等を聞き取ります。

### ② 組合員証を使用して治療を受ける。

### ③ 共済組合に書類を提出する。

### ④ 治ゆ後、書類を提出する。

## 留意点

- 共済組合が加害者に代わつて医療機関に支払つた治療費等は、後日、共済組合から加害者に請求(求償)することになります。そのため、「損害賠償申告書」「交通事故証明書」等の書類を**組合員等の過失の有無に関わらず**提出していただきます。
- 示談をする場合は、事前にご連絡ください。示談の内容によっては、共済組合が費用を加害者に請求できなくなり、組合員に請求することになります。
- 通勤途上を含む公務上の交通事故等は、原則として組合員証を使用することはできません。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827